



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 6 4 号 令和 6 年 1 1 月 1 5 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 4 5	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
5 4 6	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
5 4 7	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 4 8	道路の区域を変更する件	高規格道路課
5 4 9	同	同
5 5 0	道路の供用を開始する件	同

【 監 査 委 員 公 表 】

番 号	表 題	担当課名
1 3	定期監査の結果公表	

徳島県告示第五百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社宝寿	小松島市中郷町字加藤一五二番地の一	ヘルパスステーション ぱーとなー徳島	徳島市北矢三町三丁目三二七 グランドハイツ矢三二〇 三号室	訪問介護	令和六年十一月一日
合同会社ベストプランニング	美馬市脇町字拝原一二六六 シュティルヴィラB一〇二号 室	訪問介護事業所光	美馬市脇町字拝原一二六六 シュティルヴィラB一〇二号 室	同	同
株式会社hirogaru	板野郡藍住町奥野字猪熊二四五番地一エトワールナカセ三 〇三号室	訪問看護ステーション 暮ras	板野郡藍住町奥野字猪熊二四五番地一エトワールナカセ三 〇三号室	訪問看護	同

徳島県告示第五百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社hirogaru	板野郡藍住町奥野字猪熊二四五番地一エトワールナカセ三〇三号室	訪問看護ステーション暮ras	板野郡藍住町奥野字猪熊二四五番地一エトワールナカセ三〇三号室	介護予防訪問看護	令和六年十一月一日
株式会社MISTE P	徳島市方上町中須賀三二番地一	訪問看護ステーションあいりす	板野郡松茂町笹木野字八北開拓二五番地	同	同

徳島県告示第五百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
四国旅客鉄道株式会社	香川県高松市浜ノ町八番三三号	四之宮 和幸

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳島ターミナルビル

所在地 徳島市寺島本町西一丁目六一番地

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一一、七二二平方メートル

変更後 九、九五九平方メートル

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時三十分

ただし地下一階の一部は午後十時

変更後 午後十時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前六時三十分から午後九時まで

ただし地下一階の一部は午前六時三十分から午後十時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

令和六年十月三十一日

二 届出年月日

令和六年十月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
鳴門池田				同	美馬市脇町野村字大道北 四二五〇番一地先から 同 字庚申東 北四四〇八番一地先まで	旧	九・四〇二・七	一三二・〇
	同			新			一三・七〇二七・一	一三二・〇

徳島県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和六年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 3 7		整理 番号
切幡川島		路線名
同	同 阿波市市場町大野島字御所ノ原三三番一地从先から三二番一地从先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
五・一〇八・一	四・九〇五・三	敷地の幅員 （メートル）
三七・八	三七・八	延長 （メートル）

徳島県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	美馬市脇町野村字大道北四二五〇番一地先から 同 字庚申東北四四〇八番一地先まで	一三二・〇	令和六年十一月十五日

徳島県監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 15 日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	眞貝浩司
同	古野司

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和 6 年 6 月 5 日から令和 6 年 9 月 5 日までの間に、別表に記載の 118 機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和 5 年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第 15 条第 2 項第 1 号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 超過勤務手当の支給で適切でないもの

< 文化振興課 >

週休日の振替等に伴う超過勤務手当について、支給区分を誤っているものや支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 交付金に関する事務で適切でないもの

< 農林水産総合技術支援センター 経営推進課 >

交付金の手続において、支出金額を誤っているものがある。今後、再発防止に向けて、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3)支出事務で適切でないもの

< 海部病院 >

資金前渡を行ったもので、支払完了後の精算手続きができていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4)契約事務で適切でないもの

< 管財課 >

委託契約において、受託者の業務責任者等に変更があったにもかかわらず、特記仕様書に定める変更通知書の提出を受けなかった上に、その督促を怠っていたものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 労働雇用政策課 >

物品の賃貸借契約で、予算成立前に契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< サステナブル社会推進課 >

委託契約における契約方法の決定にあたり、検討が不十分なまま、随意契約をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 感染症対策課 >

単価契約において、契約書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、契約書を作成していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >

委託契約において、仕様書で求める業務を一部実施できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 中央病院 >

委託契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(5)収入で未収となっているもの

< 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 >

県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和5年度決算額	464,065,444円
令和4年度決算額	492,253,523円
増減額	28,188,079円

税外収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	10,010,552円
令和 4 年度決算額	22,658,012円
増 減 額	12,647,460円

< 労働雇用政策課 >

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金償還金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	7,552,557円
令和 4 年度決算額	7,696,557円
増 減 額	144,000円

< 中央こども女性相談センター >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	19,111,925円
令和 4 年度決算額	15,913,385円
増 減 額	3,198,540円

< 医療政策課 >

返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	4,439,000円
令和 4 年度決算額	4,067,950円
増 減 額	371,050円

< 障がい者相談支援センター >

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	2,957,330円
令和 4 年度決算額	3,325,930円
増 減 額	368,600円

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	4,192,970円
令和 4 年度決算額	4,264,970円
増 減 額	72,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	156,387,106円
令和 4 年度決算額	156,029,049円
増 減 額	358,057円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	119,721,375円
令和 4 年度決算額	128,235,969円
増 減 額	8,514,594円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	10,433,034円
令和 4 年度決算額	10,804,940円
増 減 額	371,906円

< 経済産業政策課 >

雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（地域経済循環創造事業交付金に係る返納金）の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	4,974,191円
令和 4 年度決算額	5,904,191円
増 減 額	930,000円

< 企業支援課 >

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1,185,777,583円
令和 4 年度決算額	1,195,120,017円
増 減 額	9,342,434円

< 農林水産政策課 >

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	13,275,216円
令和 4 年度決算額	13,525,216円
増 減 額	250,000円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	4,367,402円
令和 4 年度決算額	4,482,402円
増 減 額	115,000円

< 用地対策課 >

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	532,777,428円
令和 4 年度決算額	533,377,428円
増 減 額	600,000円

< 住宅課 >

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	162,885,958円
令和 4 年度決算額	129,098,321円
増 減 額	33,787,637円

雑入(家屋明渡等請求に伴う損害金)の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	24,440,028円
令和 4 年度決算額	26,048,021円
増 減 額	1,607,993円

敷金収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	1,096,800円
令和 4 年度決算額	1,042,500円
増 減 額	54,300円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >

港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	4,025,740円
令和 4 年度決算額	4,025,740円
増 減 額	0円

< 教育委員会事務局人権教育課 >

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和 5 年度決算額	281,865,633円
令和 4 年度決算額	285,208,753円
増 減 額	3,343,120円

< 教育委員会事務局生涯学習課 >

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和５年度決算額	82,760,126円
令和４年度決算額	88,262,109円
増減額	5,501,983円

< 中央病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和５年度決算額に係る 令和６年５月末残額	130,714,596円
令和４年度決算額に係る 令和５年５月末残額	130,203,335円
増減額	511,261円

< 三好病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和５年度決算額に係る 令和６年５月末残額	26,114,083円
令和４年度決算額に係る 令和５年５月末残額	28,117,532円
増減額	2,003,449円

< 海部病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和５年度決算額に係る 令和６年５月末残額	5,619,582円
令和４年度決算額に係る 令和５年５月末残額	6,371,992円
増減額	752,410円

別表

監 査 対 象 機 関	
知事戦略公室	
危機管理政策課	
防災対策推進課	
消防保安課	
消費者政策課	
安全衛生課	
政策企画課	
総務監察課	
人事課	
職員厚生課	
総務事務管理課	
財政課	
管財課	
税務課	
市町村課	1
情報政策課	
統計課	
東部県税局＜徳島庁舎＞	
東部県税局＜吉野川庁舎＞	
東部県税局＜自動車税庁舎＞	
にぎわい政策課	
観光政策課	
万博推進課	
スポーツ振興課	
スポーツ交流課	
文化振興課	
文化資源活用課	
文化の森振興センター	
生活環境政策課	
県民ふれあい課	
労働雇用政策課	
男女参画・人権課	
交通政策課	
サステナブル社会推進課	
環境指導課	
環境管理課	
こども未来政策課	
子育て応援課	
青少年・こども家庭課	
中央こども女性相談センター	
保健福祉政策課	
地域共生推進課	
医療政策課	
出羽島診療所	
健康寿命推進課	
感染症対策課	
薬務課	

監 査 対 象 機 関

長寿いきがい課
 障がい福祉課
 障がい者相談支援センター
 東部保健福祉局＜徳島庁舎＞
 東部保健福祉局＜徳島保健所庁舎＞
 東部保健福祉局＜吉野川保健所庁舎＞
 経済産業政策課
 企業支援課
 産業創生・大学連携課
 工業技術センター
 産業人材課
 農林水産政策課
 みどり戦略推進課
 とくしまブランド推進課
 鳥獣対策・里山振興課
 畜産振興課
 徳島家畜保健衛生所
 林業振興課
 水産振興課
 漁業管理調整課 2
 農林水産総合技術支援センター＜経営推進課＞
 農林水産総合技術支援センター＜畜産研究課＞
 農林水産総合技術支援センター＜水産研究課＞
 農林水産総合技術支援センター＜経営研究課＞ 3
 農山漁村振興課
 生産基盤課
 森林土木・保全課
 東部農林水産局＜徳島庁舎＞
 東部農林水産局＜吉野川庁舎＞
 県土整備政策課
 建設管理課
 用地対策課
 高規格道路課
 道路整備課
 都市計画課
 住宅課
 営繕課
 河川政策課
 河川整備課
 砂防防災課
 水環境整備課 4
 水環境整備課＜流域下水道事業会計＞
 港湾政策課
 東部県土整備局＜徳島庁舎＞
 東部県土整備局＜吉野川庁舎＞
 出納局会計課
 出納局公共入札検査課
 企業局

監 査 対 象 機 関

病院局 5
 中央病院
 三好病院
 海部病院
 議会事務局
 教育委員会事務局教育政策課
 教育委員会事務局教育 DX 推進課
 教育委員会事務局施設整備課
 教育委員会事務局教育創生課
 教育委員会事務局教職員課
 教育委員会事務局福利厚生課
 教育委員会事務局義務教育課
 教育委員会事務局高校教育課
 教育委員会事務局特別支援教育課
 教育委員会事務局人権教育課
 教育委員会事務局いじめ・不登校対策課
 教育委員会事務局体育健康安全課
 教育委員会事務局生涯学習課
 人事委員会事務局
 監査事務局
 警察本部
 労働委員会事務局
 収用委員会事務局

- 1 選挙管理委員会事務局を含む。
- 2 徳島海区漁業調整委員会事務局を含む。
- 3 <経営推進課>、<畜産研究課>、<水産研究課>以外の農林水産総合技術支援センターの機関を含む。
- 4 流域下水道事業会計を除く。
- 5 中央病院、三好病院、海部病院を除く。